

◆ 学則・諸規程

1. 甲子園短期大学学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 甲子園短期大学(以下「本学」という)は、学校法人甲子園学院の校訓「勤勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い一般教養と実生活に即する専門知識を授け、健全円満な人格を陶冶し、平和社会の進展に貢献できる女性を養成することを目的とする。

2 前項に基づく学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の対象となる範囲及び実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本学は、教員の授業内容や教育方法の改善・向上を図るために、組織的な研究・研修を行う。

2 前項の実施体制については、別に定める。

(名 称)

第2条 本学は甲子園短期大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は兵庫県西宮市瓦林町4番25号に置く。

第2章 組織及び収容定員

(組 織)

第4条 本学に、次の学科を置く。

生活環境学科

幼児教育保育学科

(定 員)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科	80名	収容定員	160名
	幼児教育保育学科	80名		160名

介護福祉士養成課程は、各学年40名までとする。

第3章 修業年限及び在学年数

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第42条に定める長期履修学生の修業年限は、最長4年とする。

(在学年数)

第7条 本学の在学年数は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合には、前項の前期・後期の期間を変更し、授業を行うこ

とができる。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 学院創立記念日（5月1日）
- (3) 日曜日及び土曜日
- (4) 夏期休業 7月11日から9月10日まで
- (5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで
- (6) 春期休業 3月11日から4月10日まで

2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことがある。

3 学長が必要と認めた場合には、臨時に休業日を設けることができる。

第5章 授業科目・教育課程及び履修方法

(教育課程)

第11条 本学において開講する授業科目、教育課程と単位数は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

2 本学における授業科目は、総合教養科目及び専門教育科目とする。

3 各種資格及び受験資格並びに各種免許を取得しようとする者は、別に定める規程に従い、所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

第6章 入学

(入学の時期)

第12条 入学は、毎学年の始めとする。但し、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として、認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年令に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力ありと本学において認めた者

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学志願の手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を

添えて、学長に願出しなければならない。

(入学の手続)

第16条 第14条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金その他の学費を納入し、入学の手続きをしなければならない。

- 2 保護者又は親権者が死亡・転居その他の事由により、その資格を失った場合は、直ちに代人を届け出なければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、入学手続終了者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学・転入学・転籍・休学・退学及び除籍

(再入学・転入学)

第18条 本学に再入学又は転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 3 本学を卒業又は退学し、卒業又は退学前の学科と異なる学科に入学を志願するときは、第15条から第16条までを適用する。
- 4 他の短期大学又は大学を卒業又は退学した者、又は大学院を修了又は退学した者が本学に入学を志願するときには第15条から第16条までを適用する。
- 5 学費滞納者の取扱いに関する規程は、別に定める。

(転籍)

第19条 本学に在学する者で他の学科に転籍を願出する者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。

(休学)

第20条 病気その他の事由により、引き続き2ヵ月以上就学できない場合は医師の診断書又はその事由を付して、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は学年を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合は引き続き1年以内に限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は第6条及び第7条に定める在学期間に通算しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅し復学しようとするものは、復学願を提出し、許可をうけなければならない。

(退学)

第21条 退学しようとする時は、保護者又は親権者はその事由を具し、署名捺印のうえ願出しなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 病気・成績不良その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 所定の在学期間を超えた者
- (4) 所定の休学期間を超えて、なお復学できない者
- (5) 所定の期限内に学費を納入しない者

第8章 履修方法・課程修了の

認定及び卒業

(履修単位の計算方法及び付与)

第23条 授業科目を履修した者には認定のうえ所定の単位を与える。

2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、各授業科目の単位数は次の基準により計算する。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間又は40時間をもって1単位とする。

(4) 講義と実習等二つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前各号の基準により算定した合計時間数をもって1単位とする。

(5) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(課程修了の認定)

第24条 単位修得の認定の方法は試験及びその他の審査により、これを行う。

2 前項の試験及びその他の審査の方法については、別に定める。

3 出席時間数が総授業時間数の3分の2(介護実習にあつては5分の4)に満たない者には当該科目の履修の認定をしない。

4 学習の評価は、4,3,2,1及び0の五段階をもって示し、必要に応じてそれぞれ秀、優、良、可及び不可と表記することがある。また、4,3,2,1を合格とし、0を不合格とする。

(卒業の要件)

第25条 学生は2年以上在学し、総合教養科目及び専門教育科目について、次の通り単位を修得しなければならない。

区分	総合教養科目	専門教育科目	合計
生活環境学科	12単位以上	54単位以上	66単位以上
幼児教育保育学科		54単位以上	66単位以上

(教育職員免許状)

第26条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条のほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目の単位を修得しなければならない。

2 本学の幼児教育保育学科において取得できる教育職員免許状は幼稚園教諭二種免許状とする。

(保育士、介護福祉士資格)

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育保育学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科科目及び単位数ならびに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198

号)に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

- 2 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活環境学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

(追試験)

第28条 事故等やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

(他の短大等における履修単位の認定)

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学及び高等専門学校に専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長は、教授会の意見を聴いて30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

(入学前の他の短大等における履修単位の認定)

第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第18条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外の

ものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(卒業)

第31条 学長は第25条に規定する要件を満たした者について、教授会の意見を聴いて卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。

- 2 卒業証書には、短期大学士の学位を得たことを証する。

(資格)

第32条 本学において取得できる資格は、別に定める。

第9章 学 費

(学 費)

第33条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料年額	642,000円
教育充実費年額	369,000円
実験実習費年額	55,000円

学費は、所定の期日までに納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第42条の4に定める長期履修学生については、年額で定められている学費につき、第6条第1項に定める修業年限2年を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額とする。
- 3 前各項に定める学費の外、免許・資格取得に必要な臨地実習費は別途徴収する。
- 4 やむを得ない事由により授業料、教育充実費及び実験実習費（以下まとめて「授

業料等」という。)の納入が困難な者に対しては、甲子園短期大学学費規程(以下「学費規程」という。)により授業料等の納入を所定の期間留保することができる。

- 5 学費の取扱いについては、学費規程によるものとする。

(学費の特例)

第34条 休学中の授業料等は免除する。但し、休学者は、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は別に定める。

- 2 退学又は転学しようとする者は、その期の授業料等を納入するものとする。

(学費の返還)

第35条 既に納入した学費及びその他の納入金は、学費規程による返還を除き、返還しない。

第10章 職員組織

(職員組織)

第36条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

- 2 前項に定める職員のほか、副学長、学長補佐、学科長を置くことができる。
- 3 学務部、学生部、入試部にそれぞれ部長を、教育研究センターにセンター長を置く。
- 4 専任教員数は、短期大学設置基準第22条別表第1に準拠するものとする。

第11章 教授会

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く。

(組織)

第38条 教授会は本学の学長及び教授を以て組織し、学長又は教授会が必要と認めた場合は、その他の専任教員を加えることができる。

(招集)

第39条 教授会は学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の3分の2以上の要求があったとき、学長がこれを招集し、議長となる。但し学長に事故あるときは先任教授が代行する。

(役割)

第40条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

- 3 教授会に関する規程は、別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第41条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館に、館長を置く。
- 3 図書館に関する規程は別に定める。

第13章 聴講生及び科目等履修生

(聴講生・科目等履修生等)

- 第42条 本学学科課程のうち1科目又は数科目聴講を希望する者があるときは、学生の学修を妨げない場合にかぎり、短期大学卒業生又は高等学校卒業生と同等以上の学力ありと認めた者を選考のうえ、学長は教授会の意見を聴いて聴講生又は科目等履修生として入学を許可することがある。
- 2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は所定の単位を与える。
- 3 聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。
- 4 第6条に定める修業年限を超えて授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者は、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。また、在学生の場合は、理由及び履修状況などから選考の上、長期履修学生となることを許可する。
- 5 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

- 第43条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。
- 2 公開講座は、学長がこれを主宰する。

第15章 賞 罰

(表 彰)

- 第44条 学業の成績優秀にして品行方正なる者、又は他の学生の模範となる者があるときは教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。
- 2 学業成績優秀にして、学費支弁が困難な者に学業を奨励する意味において、教授会の意見を聴いて、学長が特待生として学費を免除することがある。

(懲 戒)

- 第45条 本学の規則方針に違反し、その他本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 学生の懲戒手続に関する規程は、別に定める。

(退学処分)

- 第46条 前条の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みのない者
- (2) 正当な理由がなく出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第16章 学生寮

(学生寮)

- 第47条 本学に学生寮を設ける。
- 2 その規則は別に定める。

附則

本則は平成21年4月1日より施行する。

- 1 平成20年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第26条第2項の規定は、平成23年度入学生から適用する。但し、平成21年度及び22年度入学生（平成22年度及び23年度卒業生）に限り、同条に定められた授業科目を履修し、その単位を修得することにより、なお従前の例による。

附則

本則は平成21年8月1日より施行し、平成22年度入学生の入学手続きから適用する。

附則

本則は平成22年4月1日より施行する。

附則

本則は平成23年4月1日より施行する。但し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附則

本則は平成25年4月1日より施行する。

- 1 平成24年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成26年4月1日より施行する。

- 1 平成25年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成27年4月1日より施行する。

- 1 平成26年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成29年4月1日より施行する。

- 1 平成28年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成30年4月1日より施行する。

- 1 平成29年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成30年11月22日より施行する。

附則

本則は平成31年4月1日より施行する。

但し、平成30年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成31年4月1日より施行する。

別表1

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
総合教養科目	特別演習ⅠA	1		演習
	特別演習ⅠB	1		演習
	特別演習ⅡA	1		演習
	特別演習ⅡB	1		演習
	人権教育の研究	1		講義
	地域の歴史と生活		2	講義
	数字で見る経済		2	講義
	日本国憲法学		2	講義
	心理学		2	講義
	超スマート社会入門		2	講義
	女性のためのライフデザイン		2	講義
	くらしと法律		2	講義
	生活文化演習		1	演習
	くらしと環境		2	講義
	インターンシップ		2	実習
	生命倫理		2	講義
	臨床心理		2	講義
	体育A		1	講義
	体育B		1	実技
	生命のしくみと繋がり		2	講義
	身近な化学		2	講義
	情報処理ⅠA		1	演習
	情報処理ⅠB		1	演習
	情報処理ⅡA		1	演習
	情報処理ⅡB		1	演習
	情報処理論		2	講義
	統計実務		2	講義
	文章表現		2	講義
	文書技術論		2	講義
	書道A		1	演習
	書道B		1	演習

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
総合教養科目	美術A		1	演習
	美術B		1	演習
	英語ⅠA		1	演習
	英語ⅠB		1	演習
	国際社会と日本		2	講義
	園芸療法論		2	講義
	ゲーデニング		2	演習
	フラワーデザインⅠ		1	実習
	フラワーデザインⅡ		1	実習
	園芸療法実習Ⅰ		1	実習
	園芸療法実習Ⅱ		1	実習
	園芸学		2	講義

別表2

科目	授業科目	単位		授業形態	科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択				必修	選択	
生活環境学 科専門 教育 科目	生活環境学概論	2		講義	生活環境学 科専門 教育 科目	介護の基本Ⅰ		2	講義
	キャリアキャッチ演習	2		演習		介護の基本Ⅱ		2	講義
	社会福祉概論	2		講義		介護の基本Ⅲ		2	講義
	ホスピタリティーとボランティア	2		講義		介護の基本Ⅳ		4	講義
	生活支援技術概論	2		講義		コミュニケーション技術Ⅰ		2	演習
	栄養と健康		2	講義		コミュニケーション技術Ⅱ		2	演習
	食物と調理		2	実習		生活環境支援技術Ⅰ		1	演習
	食品加工		2	演習		生活環境支援技術Ⅱ		1	演習
	食の安全		2	講義		日常生活支援技術Ⅰ		2	演習
	調理の科学		2	講義		日常生活支援技術Ⅱ		2	演習
	消費と流通		2	講義		日常生活支援技術Ⅲ		1	演習
	クッキングⅠ		2	実習		日常生活支援技術Ⅳ		1	演習
	クッキングⅡ		2	実習		ターミナルケア		2	講義
	フードコーディネート論Ⅰ		2	講義		介護過程Ⅰ		2	演習
	フードコーディネート論Ⅱ		2	講義		介護過程Ⅱ		4	演習
	ライフステージ栄養学		2	講義		介護過程Ⅲ		2	演習
	食のサイエンス		2	講義		介護過程Ⅳ		2	演習
	暮らしの行事と文化		2	講義		介護実習		10	実習
	テーブルコーディネート		2	演習		介護総合演習Ⅰ		1	演習
	アロマコーディネート		2	演習		介護総合演習Ⅱ		1	演習
	コミュニケーション論		2	講義		介護総合演習Ⅲ		1	演習
	日本語基礎演習Ⅰ		2	演習		介護総合演習Ⅳ		1	演習
	日本語基礎演習Ⅱ		2	演習		発達と老化Ⅰ		2	講義
	医療管理学概論		2	講義		発達と老化Ⅱ		2	講義
	医療業務に関する医学一般		2	講義		認知症の理解Ⅰ		2	講義
	医療業務に関する薬の知識		2	講義		認知症の理解Ⅱ		2	講義
	医療事務総論		1	講義		障害の理解Ⅰ		2	講義
	医療保険請求事務演習		1	演習		障害の理解Ⅱ		2	講義
	Webデザイン		2	演習		こころとからだのしくみⅠ		2	講義
	ビジネス実務総論		2	講義		こころとからだのしくみⅡ		2	講義
	ビジネス実務		2	演習		こころとからだのしくみⅢ		2	講義
	課題解決演習		2	演習		こころとからだのしくみⅣ		2	講義
発表技法論		2	演習	医療的ケアⅠ		4	講義		
ユニバーサルデザイン		2	演習	医療的ケアⅡ		2	演習		
園芸デザインⅠ		1	実習	卒業研究		2	演習		
園芸デザインⅡ		1	実習	フィールドワーク研修		2	演習		
園芸		1	実習						
園芸Ⅱ		1	実習						
福祉制度論		2	講義						
介護概論		2	講義						

別表3

科目	授業科目	単位		授業形態	科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択				必修	選択	
幼児教育保育学 科 専 門 教 育 科 目	保育者論	2		講義	幼児教育 科 専 門 教 育 科 目	保育相談支援		1	演習
	教育原理	2		講義		子どもと遊び		1	演習
	保育原理	2		講義		子どもと環境		1	演習
	社会福祉	2		講義		子どもと音楽表現		1	演習
	子ども文化論	2		講義		子どもと造形表現		1	演習
	幼児音楽基礎Ⅰ		1	演習		子どもと言葉		1	演習
	幼児音楽基礎Ⅱ		1	演習		保育総合表現		2	演習
	ピアノ基礎		1	演習		リトミック		1	演習
	幼児教育基礎演習		1	演習		教育方法と技術		2	演習
	子ども家庭福祉		2	講義		教育実習		4	実習
	社会的養護Ⅰ		2	講義		教育実習指導		1	演習
	社会的養護Ⅱ		1	演習		保育実習Ⅰ		4	実習
	保育の心理学Ⅰ		2	講義		保育実習指導Ⅰ		2	演習
	保育の心理学Ⅱ		1	演習		保育実習Ⅱ		2	実習
	子ども家庭支援の心理学		2	講義		保育実習Ⅲ		2	実習
	子どもの保健		2	講義		保育実習指導Ⅱ		1	演習
	子どもの健康と安全		1	演習		保育実習指導Ⅲ		1	演習
	子どもの食と栄養		2	演習		教職実践演習		2	演習
	子ども家庭支援論		2	講義		卒業研究		2	演習
	保育カリキュラム論		2	講義		フィールドワーク研修		2	演習
保育内容総論		1	演習						
保育内容健康		1	演習						
保育内容人間関係		1	演習						
保育内容環境		1	演習						
保育内容言葉		1	演習						
保育内容表現		1	演習						
乳児保育Ⅰ		2	講義						
乳児保育Ⅱ		1	演習						
特別支援教育・保育概論		2	演習						

2. 甲子園短期大学の学科等 の人材養成及び教育研究 上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学学則第1条第2項の規定に基づき本学が設置する課程の人材養成及び教育研究上の目的は、この規程によるものとする。

(教育理念)

第2条 甲子園学院の校訓三綱領「勤勉努力」「和衷協同」「至誠一貫」の建学の精神に基づき、広い一般教養・専門的知識と技能を授け、健全円満な人格の陶冶を図るとともに、専門の職業に従事し、社会の発展に貢献できる人材を養成することを教育理念とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第3条 学科等の人材養成及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

(1) 生活環境学科

生活環境学科は、本学の教育理念に則り、「環境・健康・福祉」の三つのテーマを核にして、自らの生活力を高め、自己理解力、人を思いやる心を育成して人間性を培い、生活場面及び地域や社会において活躍できる専門的な知識と実践力を備えた人材の養成を目的とする。

① ライフキャリアフィールド

ライフキャリアフィールドは、生活を取り巻く環境と福祉に関する知識及び技術を習得し、豊かで安全・快適な生活を創造し維持できる人材の養成を目的とする。

② 介護福祉フィールド

介護福祉フィールドは、幅広い人間性と生命倫理を重視し、福祉施設、病院、その他様々な領域で人を支援する心を持ち、介護福祉の専門的な知識と技能を生かした業務に従事する人材の養成を目的とする。

(2) 幼児教育保育学科

幼児教育保育学科は、本学の教育理念に則り、幼児教育・保育に関する知識と実践に役立つ技術を習得し、保護者等から信頼され、人間性豊かで指導力のある保育者の養成を目的とする。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、3の(3)及び3の(4)の規定は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

3. 甲子園短期大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び甲子園短期大学学則（以下「学則」という。）第31条第1項の規定に基づき、甲子園短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、名称は次のとおりとする。

生活環境学、幼児教育保育学

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第31条第1項の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 学則第25条に規定する要件を満たした者について、学長は教授会の意見を聴いて卒業を認定し、学位を授与し、卒業証書・学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「甲子園短期大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の意見を聴いて当該学位を取消することができる。

- 2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、卒業証書・学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附則

この規程は、平成17年12月1日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前の入学生については、改正

後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4. 甲子園短期大学学費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則に定めるものの他、学費に関し、必要な事項を定める。

(納入期日)

第2条 授業料、教育充実費、実験実習費（以下「授業料等」という。）の納入期日は、前期分については、その半額を4月20日（前期1次分）まで、残額を7月20日（前期2次分）まで、後期分については、その半額を10月20日（後期1次分）まで、残額を1月20日（後期2次分）までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1年次の前期分授業料等は、その半額を別に定める期日までに、残額を7月20日までに納入するものとする。
- 3 前期に1ヵ年分、前期分の全額又は後期に後期分の全額の授業料等の納入を希望する者は、その旨を申し出て納入することができる。
- 4 前各項に規定する納入期日が金融機関の休日にあたる場合には、その前営業日までに納入しなければならない。

(編入学・再入学)

第3条 編入学又は再入学した者に係る授業料等は、その者の属する年次の在学者が納入

する額と同額とする。

(休学)

第4条 休学中の授業料等は免除する。但し、休学者は、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は半期ごとに75,000円とし、中途復学した者は、その期の授業料等の残額を納入しなければならない。

(延納)

第5条 授業料等について、やむを得ない事由により納入延期を希望する者は、第2条第1項及び第2項に規定する納入期日までに、その旨を願い出て学長の許可を得なければならない。但し、延納期間は1ヵ月を超えることはできない。また、各種奨学金を受けている場合、延納は認められない。

(除籍)

第6条 納入期日(延期を願い出た場合は許可された期日)までに授業料等を納入しない者は、理由の如何にかかわらず、その翌日をもって除籍する。

(入学者)

第7条 入学資格を有する者で、所定の期日までに入学金を納入しなかった者は、入学資格を失う。

2 入学を許可された者で、所定の期日までに授業料等を納入しなかった者は、入学許可を取り消す。

(返還)

第8条 既に納入した学費及びその他の納入金は返還しない。但し、入学を許可された者で、定められた期日までに入学辞退を申

し出て、所定の入学辞退届を提出した者に限り、授業料等及びその他の納入金を返還することができる。

(留年)

第9条 2年間で卒業できない者の次年度以降の授業料等は、その者の属する年次の在学者が納入する額と同額とする。

(金額変更)

第10条 経済事情等により、授業料等及びその他の納入金の額に変更を生じた場合は、特別の事情がない限り、在学者に及ぶものとする。

附則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
2 平成17年度入学手続をとる場合にも適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月26日から施行する。

5. 甲子園短期大学授業科目の履修登録単位の上限に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲子園短期大学学則第25条に基づく卒業要件としての修得単位数について、1年間に履修登録できる履修科目の登録単位数の上限及びその特例について必要な事項を定める。

(登録単位数の上限)

第2条 学生が1年間に履修登録できる単位数の合計は、原則として50単位までとする。但し、次の各号に掲げるものについては、登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 実習に関する科目
- (2) 集中講義で行われる科目
- (3) その他、学長が認めた科目

(登録単位数の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の者は学務部長の許可を得て登録単位数の上限を超えて履修科目の登録をすることができる。

- (1) 成績が優秀で特に学習意欲が高いと認められる者
- (2) その他特段の事情が認められる者

(許可の願出)

第4条 登録単位数の上限を超えて履修科目の登録を希望する者は、所定の書式により指定期日までに学務部長に届出なければならない。

(許可通知)

第5条 学務部長は、願出者の資質並びに願出事情等を検討のうえ、登録単位数の上限を超えて登録することができる履修科目を決定し、当該願出者に通知する。

(その他)

第6条 この規程に定めるものの他、必要な事項は学務部長が学長と協議して定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

6. 甲子園短期大学転籍規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第19条に規定する転籍について定めたものである。

(転籍)

第2条 この規程において転籍は、入学した学科(以下「原籍の学科」という。)から異なる学科(以下「転籍先の学科」という。)に、学籍を変更することをいう。

- 2 生活環境学科介護福祉フィールドへの転籍は認めない。
- 3 転籍は在学中1回限りとする。

(出願の要件)

第3条 転籍を出願するにあたっては以下の事項を必要とする。

- (1) 学修上やむを得ない事情があること
- (2) 転籍先の学科における学修に必要な学力を有していること
- (3) 原籍の学科の学科長及びクラス担任の指導を受けていること
- (4) 転籍先の学科の学科長又はこれに代わる教員の指導を受けていること

(選考)

第4条 選考は各学期の末に行う。

- 2 出願の期間は、9月上旬及び3月上旬の指定された期間とする。
- 3 出願にあたっては、転籍を必要とする理由を記し、保護者が署名した願書を学長に提出しなければならない。
- 4 願書の受理の可否及び選考は、転籍先の学科において検討し、教授会の意見を聴く。

(許可)

第5条 転籍の可否は、選考の結果に基づいて学長が行う。

(在学期間と単位の認定)

第6条 原籍の学科における在学年数は学則第6条に定める在学期間に算入する。

- 2 原籍の学科において既に修得した授業科目の単位を転籍先の学科の単位として認定するときは、転籍先の学科において作成した原案に基づき、教授会の意見を聴いて学長が認定する。

(学費)

第7条 転籍後の学費は、転籍先の学科の学費を適用する。

附則

この規程は平成16年4月1日から実施する。

附則

この規程は平成27年4月1日から実施する。

附則

この規程は平成29年4月1日から実施する。

7. 甲子園短期大学休学の取扱規程

(定義)

第1条 休学、疾病、留学その他やむを得ない事由により2ヵ月以上就学できない場合は、甲子園短期大学学則（以下、「学則」という。）第20条第1項の規定に則り、その事実を証明する書類を添えて休学願を提出し、許可を得た場合、休学することができる。

(休学の期間)

第2条 休学の期間は、半年または1年とする。

(願の提出時期)

第3条 休学を希望する場合は、以下の期限までに休学願を提出しなければならない。

- 2 前期からの休学の場合は、原則として休学しようとする学期の前年度の2月末日までに提出すること。
- 3 後期からの休学を希望する場合は、原則として当該年度の7月末までに提出すること。

(通算休学期間)

第4条 休学期間は通算2ヵ年以内とし、休学期間については学則第20条第2項の規定によるものとし、在学期間については学則第20条第3項の規定によるものとする。

(休学の決定)

第5条 学長は休学許可の可否について、その理由が適正であるかを審査し、教授会の意見を聴いて、決定する。

- 2 前項の審査は、学長が学務部長及び学生部長、並びに必要に応じてその他の教職員の意見を聴いて行う。
- 3 審査上必要な場合は、申請した学生あるいは保護者から事情を聴取することができる。

(在籍料)

第6条 休学を許可された者の授業料等は免除されるが、休学期間中の所定の在籍料は期日までに納入しなければならない。

(休学の延長)

第7条 休学を延長する場合は、改めて休学手続きを行わなければならない。

(復学手続き)

第8条 休学の理由が消滅し復学を希望する場合は、期限までに休学の理由が消滅した証明書を付して、復学願を提出し、許可を得なければならない。

2 前期から復学する場合は、原則として復学しようとする年度の前年度の2月末までに提出すること。

3 後期から復学する場合は、原則として当該年度の7月末までに提出すること。

(手続き不履行)

第9条 休学者が所定の期日までに復学、休学の延長または退学の手続きを行わない場合は、除籍とする。

(履修)

第10条 休学中は、授業科目の履修はできない。

(事務)

第11条 休学の手続に関する事務取扱いは、教務課が行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年11月24日から施行する。

8. 甲子園短期大学における他の教育機関等に関する単位認定規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第29条及び第30条の規定に基づき、本学入学以前の学修成果並

びに他の短期大学、大学及び大学以外の教育施設(以下「他の教育機関等」という)での学修成果の単位認定について、その実施に関する細目を定めたものである。

(在学生の申請、学修及び許可)

第2条 在学生で学則第29条の適用を受けようとする者は、他の教育機関等での学修に先立って学務部長に申請し、学長の許可を得なければならない。

2 他の教育機関等における学修は、当該教育機関等の定める規則等及び本学と当該教育機関との協定に定めるところによるものとする。

3 単位を修得した者は、単位修得後直ちにその旨を学務部長に届け出なければならない。

(入学前の学修の認定申請及び許可)

第3条 本学に入学許可を受けた者で学則第30条の適用を受けようとする者は、学務部長に単位認定を申請し学長の許可を得なければならない。

(単位認定)

第4条 第1条にいう単位及び学修成果の本学の単位としての単位認定及び現行科目への読み替え等については、学務部長が行う。

2 学務部長は、単位認定が申請された科目について、認定作業の結果を教授会の審議に付するものとする。

3 認定結果について、学務部長は、学長の承認を得て速やかに申請者に通知するものとする。

4 他の教育機関等で履修した授業科目の科目名、成績評価の呼称及び単位数につい

ては、原則として当該科目開設の教育機関等の定めるところによる。

(単位認定申請者の提出資料)

第5条 単位認定を申請する者は、次に例示するもののうち学務部長が指定するものを提出しなければならない。

- (1) 単位修得に関する証明書又はこれに相当するもの
- (2) 講義要項及び履修要項又はこれらに相当するもの
- (3) 学修にあたって使用したテキスト、ノート
- (4) その他単位認定に必要な資料

2 本規程による単位認定申請に係る経費は申請者の負担とする。

附則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

9. 甲子園短期大学科目等履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、甲子園短期大学学則第42条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格は、高等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者とする。

(入学手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者

は、次の書類に検定料10,000円を添えて第4条に規定する期間内に願い出なければならない。

- (1) 入学願書・履歴書(所定の用紙)
- (2) 最終出身学校の卒業証明書。但し、卒業見込者は卒業見込証明書
- (3) 出身学校の成績証明書

2 学期を超えて引き続き履修を希望する者については、前項第1号(入学願書を除く)、第2号及び第3号の書類を省略する。この場合において、入学金は免除する。

(出願期間、履修期間)

第4条 出願期間は次のとおりとする。

前・後期開講科目 3月15日～3月25日

2 科目等履修生の履修期間は、1年とする。

(履修科目)

第5条 履修対象科目は、本学が指定する科目とする。

2 履修科目は原則として、実験・実技は含まれないものとする。

(選考)

第6条 履修出願者については、出願書類及び面接により選考を行い、入学を許可する。

2 入学許可後、入学の時期までに健康診断書を提出しなければならない。

(入学時期)

第7条 科目等履修生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(履修料)

第8条 科目等履修生は、前・後期開講科目について、前期の授業開始日の前日までに、入学金10,000円及び科目等履修料(1単

位につき10,000円)を納入しなければなら
ない。

- 2 第1項の手続き完了者には、入学許可書
を交付する。
- 3 所定の期限までに手続きを完了しない者
は、入学を辞退したものと取り扱う。
- 4 既納の納入金及び提出書類は返還しな
い。

(試験、単位認定)

- 第9条 科目等履修生は、当該授業科目総授業時
間数の3分の2以上出席した場合、当該
授業科目の試験を受けることができる。
- 2 合格した授業科目について単位認定を行
う。
 - 3 合格した授業科目について成績証明を希
望する者には、科目等履修生成績証明書
を交付する。

(許可取消)

- 第10条 科目等履修生として不相当と認められた
者は、科目等履修生の許可を取り消すこ
とがある。

(準用)

- 第11条 科目等履修生には、この規程に定めるも
の他、学則を準用する。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行し、平
成19年度入学生から適用する。但し、平成18年度
以前に入学した者は、改正後の規定にかかわらず、
従前の例による。

附則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

10. 甲子園短期大学聴講生規程

(目的)

- 第1条 この規程は、甲子園短期大学学則第42条
の規定に基づき、聴講生に関し必要な事
項を定めるものとする。

(出願資格)

- 第2条 聴講生の出願資格は、高等学校を卒業し
た者及びこれと同等以上の学力を有する
者とする。

(入学手続)

- 第3条 聴講生として入学を志願する者は、次の
書類に検定料7,000円を添えて第4条に
規定する期間内に願出しなければならない。

(1) 入学願書・履歴書(所定の用紙)

- 2 学期を超えて引き続き履修を希望する者
については、前項第1号(入学願書を除
く)の書類を省略する。この場合におい
て、入学金は免除する。

(出願期間、聴講期間)

- 第4条 出願期間は、次のとおりとする。

(1) 前期開講科目 3月15日～3月25日

(2) 後期開講科目 9月5日～9月15日

- 2 聴講生の聴講期間は半年又は1年とする。

- 3 聴講科目は原則として、実験・実習・実
技は含まれないものとする。

(選考)

- 第5条 聴講出願者については、出願書類及び面
接により選考を行い、入学を許可する。
- 2 入学許可後、入学の時期までに健康診断
書を提出しなければならない。

(入学時期)

第6条 聴講生の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(聴講料)

第7条 聴講生は、前・後期開講科目については各期の授業開始前日までに入学金5,000円及び聴講料(1単位につき5,000円)を納入しなければならない。

- 2 第1項の手続き完了者には、入学許可書を交付する。
- 3 所定の期限までに手続きを完了しない者は、入学を辞退したものとして取り扱う。
- 4 既納の納入金及び提出書類は返還しない。

(単位認定)

第8条 聴講科目に対しての単位の認定は行わない。

(取消)

第9条 聴講生として不適当と認められた者は、聴講生の許可を取り消すことがある。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

11. 甲子園短期大学長期履修学生制度取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲子園短期大学学則第42条第5項に定める長期履修学生の取扱について、必要な事項を定める。

(申請手続)

第2条 長期履修学生制度の適用を受けようとする者は、入学前に入学志願票に添えて修業年限を超えて計画的に教育課程の修了を希望する旨の「長期履修学生認定許可申請書」(様式1)及びその他必要と認められる書類を学長に提出し、申請しなければならない。

- 2 在 student で長期履修学生制度の適用を受けようとする者は、予め学務部長または指定された教職員に相談のうえ、原則として、変更を希望する学期の始まる1か月前の末日までに「長期履修学生認定申出書」(様式2)及びその他必要と認められる書類を学長に提出し、学長の承認を受けなければならない。
- 3 長期履修学生の在学期間は、最長4年間を超えないものとし、半期単位で履修期間を設定することができる。

(認定許可)

第3条 学長は、申請者が入学を許可できる能力を有すると判断される場合は、「長期履修学生認定許可申請書」について在学希望年数と教育課程修了の妥当性を教授会の意見を聴いて審査し、合格通知書に併せて「長期履修学生認定許可書」を送付する。

- 2 在 student の場合は、「長期履修学生認定申出書」及び履修状況等必要と認められる書類に基づき、学長補佐及び学務部長・

学生部長、並びに必要なに応じて他の教職員により審査し、教授会の意見を聴いて、学長が決定し、「長期履修学生認定書」を交付する。なお、審査上必要な場合は、申請した学生あるいは保護者から事情を聴取することができる。

(履修計画の作成)

第4条 長期履修を認められた学生は、履修登録期間に学務部長または指定された教職員に相談し、適切な指導を受け、申請する在学期間に応じた履修計画表(様式3)を作成し、履修登録を行わなければならない。

(履修単位数の上限)

第5条 長期履修学生が履修できる1学期あたりの単位数は、原則として25単位を限度とする。但し、資格取得等のために履修する単位数についてはこの限りではない。

(授業料等)

第6条 長期履修学生の授業料は、甲子園短期大学学則第33条第1項に定める授業料の総額を、長期履修学生として認められた長期履修期間で分割して納付することができる。在学中に長期履修学生の申し出が認められた場合は、将来に向かって発生する授業料を分割して納入する授業料の額を再計算する。なお、実験実習費等に要する経費は、必要に応じ別途徴収することがある。

2 分割して納入する額は、別に定める。

3 第7条により、認定された履修期間前に長期履修学生の資格を喪失する場合は、甲子園短期大学学則第33条第1項に定め

る授業料の総額から履修期間に基づいて既に納付した額の差額を卒業式前日までに納付しなければならない。

(資格の喪失)

第7条 卒業に必要な単位を修得した場合は、長期履修学生の資格を喪失する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学則及びその他関連する諸規程等の規定を準用し、または教授会の意見を聴いて、学長が定める。

2 第6条第3項に定める期日までに差額の納付がない場合は、甲子園短期大学学則第22条第5項により、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

3 第2条に基づき長期履修学生として決定された在学期間については、第7条の場合を除き、変更することはできない。

(事務担当)

第9条 この規程に関する事務は、学務部教務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて、学長が行う。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月26日から施行する。

附則

この規程は、平成29年10月27日から施行する。

附則

この規程は、平成30年5月25日から施行する。

12. 甲子園短期大学障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、甲子園短期大学における障害のある学生が、その年齢・能力・障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において障害のある学生とは、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害・発達障害等の障害があるため長期にわたり授業または学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう合理的配慮を行うと共に障害のある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学生部長の責務)

第4条 学生部長は学長の命を受け、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう具体的支援方策等を構ずる責務を有す

る。

(教職員の責務)

第5条 教職員は障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮すると共に障害のある学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障害のある学生のための修学等支援方策に係る実施計画は、甲子園短期大学障害学生修学支援委員会（以下、「委員会」という。）において審議し策定する。

2 学生支援室においては、前項の実施計画に従って障害のある学生のための修学等支援事業の実施を推進する。

3 支援は障害のある学生が志望または所属する学科（以下、「所属学科等」という。）が主たる責任を持つものとする。

4 前3項の支援を円滑かつ適切に行うため委員会は、関係部局間の調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長及び学生部長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第8条 支援に関する事務は、学生課において処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は委員会での審議を経て、学長が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会での審議を経て、学長が定める。

附則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。

13. 甲子園短期大学介護福祉士養成課程規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学学則第27条第2項の規定に基づき、介護福祉士養成課程に関する規程を定める。

(目的)

第2条 介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号に規定する介護福祉士の養成を目的とする。

(定員)

第3条 介護福祉士養成課程の定員は40名とし、1学級とする。

(履修者)

第4条 介護福祉士養成課程を履修できる者は、本学生活環境学科の入学選考に合格し、入学許可を受けた者に限る。

(修業年限)

第5条 介護福祉士養成課程の修業年限は、2年とする。

(転入学・編入学)

第6条 介護福祉士養成課程への転入学及び編入学は認めない。

(修得科目)

第7条 介護福祉士養成課程に在籍し、介護福祉士資格を得ようとする者は、学則第25条

の規定による他、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則に定めるところにより、当規程の別表に定める科目及び単位を修得しなければならない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前に入学した者についてはこの規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

介護福祉士養成課程教科表

(必修)

学問領域		授業形態	時間	単位数	備考
系列	教科目				
人間と社会	人間の理解	生命倫理	講義	30	2
		コミュニケーション論	講義	30	2
		臨床心理	講義	30	2
	社会の理解	社会福祉概論	講義	30	2
		福祉制度論	講義	30	2
	選択科目 その他	園芸Ⅰ	実習	30	1
		園芸Ⅱ	実習	30	1
		キャリアキャッチ	演習	30	2
	介護	介護の基本	介護概論	講義	30
介護の基本Ⅰ			講義	30	2
介護の基本Ⅱ			講義	30	2
介護の基本Ⅲ			講義	30	2
介護の基本Ⅳ			講義	60	4
技術 コミュニケーション		コミュニケーション技術Ⅰ	演習	30	2
		コミュニケーション技術Ⅱ	演習	30	2
生活支援技術		生活支援技術概論	講義	30	2
		生活環境支援技術Ⅰ	演習	30	1
		生活環境支援技術Ⅱ	演習	30	1
		日常生活支援技術Ⅰ	演習	60	2
		日常生活支援技術Ⅱ	演習	60	2
		日常生活支援技術Ⅲ	演習	30	1
		日常生活支援技術Ⅳ	演習	30	1
		ターミナルケア	講義	30	2

(必修)

学問領域		授業形態	時間	単位数	備考
系列	教科目				
介護	介護過程	介護過程Ⅰ	演習	30	2
		介護過程Ⅱ	演習	60	4
		介護過程Ⅲ	演習	30	2
		介護過程Ⅳ	演習	30	2
	実介護	介護実習	実習	450	10
介護	総合介護演習	介護総合演習Ⅰ	演習	30	1
		介護総合演習Ⅱ	演習	30	1
		介護総合演習Ⅲ	演習	30	1
		介護総合演習Ⅳ	演習	30	1
介護	こころとからだのしくみ	発達と老化Ⅰ	講義	30	2
		発達と老化Ⅱ	講義	30	2
		認知症の理解Ⅰ	講義	30	2
		認知症の理解Ⅱ	講義	30	2
		障害の理解Ⅰ	講義	30	2
		障害の理解Ⅱ	講義	30	2
		こころとからだのしくみⅠ	講義	30	2
		こころとからだのしくみⅡ	講義	30	2
		こころとからだのしくみⅢ	講義	30	2
		こころとからだのしくみⅣ	講義	30	2
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	講義	60	4
		医療的ケアⅡ	演習	60	2

14. 甲子園短期大学保育士養成課程規程

(趣旨)

第1条 甲子園短期大学学則第27条第1項の規定に基づき、保育士養成課程に関する規程を定める。

(目的)

第2条 保育士養成課程は、児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士の養成を目的とする。

(定員)

第3条 保育士養成課程の定員は、80名とし、1学級は40名までとする。

(履修者)

第4条 保育士養成課程を履修できる者は、本学幼児教育保育学科の入学選考に合格し、入学の許可を受けた者に限る。

(修業年限)

第5条 保育士養成課程の修業年限は、2年とする。

(修得科目)

第6条 保育士養成課程の在籍者は、学則第25条の規定による他、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定めるところにより、当規程の別表に定める科目及び単位を修得しなければならない。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。但し、平成20年度以前に入学した者については、改正後の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この規程は平成23年4月1日より施行する。但

し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

保育士養成課程教科表

(必修)

告示別表第1による教科目		授業形態	時間	単位数	備考
系列	教科目				
保育の本質・目的に関する科目	保育原理解	講義	30	2	
	子ども家庭福祉	講義	30	2	
	社会福祉	講義	30	2	
	子ども家庭支援論	講義	30	2	
	社会的養護Ⅰ	講義	30	2	
	保育者論	講義	30	2	
解に關する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	30	2	
	子ども家庭支援の心理学	講義	30	2	
	保育の心理学Ⅱ	演習	30	1	
	子どもの心理と健康	講義	30	2	
保育の内容・方法に關する科目	保育カリキュラム論	講義	30	2	
	保育内容総論	演習	30	1	
	保育内容健康	演習	30	1	
	保育内容人間関係	演習	30	1	
	保育内容環境	演習	30	1	
	保育内容言葉	演習	30	1	
	保育内容表現	演習	30	1	
	子どもと環境	演習	30	1	
	子どもと造形表現	演習	30	1	
	子どもと遊び	演習	30	1	
	乳児保育Ⅰ	講義	30	2	
	乳児保育Ⅱ	演習	30	1	
	子どもの健康と安全	演習	30	1	
	特別支援教育・保育概論	演習	30	2	
	社会的養護Ⅱ	演習	30	1	
	保育相談支援	演習	30	1	
	実習	保育実習Ⅰ	実習	160	
保育実習指導Ⅰ		演習	30	2	
演習	総合教職実践演習	演習	30	2	

(必修)

教養科目	英語Ⅰ	A	演習	30	1	
	英語Ⅰ	B	演習	30	1	
	体育	A	講義	15	1	
	体育	B	実技	30	1	

(必修)

本学独自科目	特別演習Ⅰ	A	演習	30	1	
	特別演習Ⅰ	B	演習	30	1	
	特別演習Ⅱ	A	演習	30	1	
	特別演習Ⅱ	B	演習	30	1	
	特別演習Ⅱ	B	演習	30	1	

(選択必修)

告示別表第2による教科目		授業形態	時間	単位数	備考		
系列	教科目						
保育の本質・目的に關する科目	子ども文化論	講義	30	2	15単位以上取得		
	生命倫理	講義	30	2			
	解に關する科目	臨床心理学	講義	30		2	
		教育方法と技術	演習	30		2	
		法に關する科目	子どもと音楽表現	演習		30	1
			幼児教育基礎	演習		30	1
保育総合表現	演習		30	2			
幼児音楽基礎Ⅰ	演習		30	1			
幼児音楽基礎Ⅱ	演習		30	1			
幼児音楽基礎Ⅲ	演習		30	1			
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	80	2	3単位以上取得		
	保育実習Ⅲ	実習	80	2			
	保育実習指導Ⅲ	演習	15	1			

(選択必修)

教養科目	日本国憲法	講義	30	2	6単位以上取得	
	情報処理Ⅰ	A	演習	30		1
	情報処理Ⅰ	B	演習	30		1
	情報処理Ⅱ	A	演習	30		1
	情報処理Ⅱ	B	演習	30		1
	女性のためのライフデザイン	講義	30	2		

(選択必修)

自科目	生活文化演習	演習	30	1	2単位以上取得
	ガーデニング	演習	30	2	
	ピアノ基礎	演習	30	1	

15. 甲子園短期大学学生の授業・行事等の出欠に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲子園短期大学における学生の授業・行事等の出欠に関する取扱について定めるものとする。

(遅刻・早退の取扱)

第2条 授業・行事等開始後10分以内に出席した場合は、遅刻として取扱い、遅刻3回で1回欠席したものと見なす。但し、授業・行事等開始後10分以降に出席した場合は、欠席として取扱うものとする。

2 授業・行事等終了前10分以内に退出した場合は、早退として取扱い、早退3回で1回欠席したものと見なす。但し、授業・行事等終了前10分以前に退出した場合は、欠席として取扱うものとする。

(公欠の取扱)

第3条 次の各号に掲げる場合は、所定の手続きを行い、承認を受ければ、公欠の取扱いとするものとする。

(1) 事前に手続きを要する場合

- ①学友会派遣
- ②就職試験・面接
- ③公的行事等への参加等、学長が特に認めた場合

(2) 事後に手続きを要する場合

- ①忌引休暇のときは、事実が発生した日から下記の間
 - ・父母・配偶者・子の場合、7日以内
 - ・祖父母・兄弟姉妹の場合、3日以内

・曾祖父母・伯叔父母の場合、1日以内

③伝染病（学校保健安全法施行規則第18条）に罹患したときは、事実が発生した日から治癒するまでの間

④公欠に該当する欠席であっても、それを含み総欠席回数が総授業回数 $\frac{1}{3}$ を超えた場合は、担当教員の指示に従って、超過欠席回数分の補講を受けなければならない。

④公欠は1授業科目について、学期ごとに3回を超えることはできない。

(気象状況等に起因する授業・試験の取扱)

第4条 授業に関して、兵庫県西宮市に特別警報又は暴風警報が発令された場合、発令された時点以降の授業は休講とする。但し、上記の場合において、午前7時までに解除された場合、第1時限から開講する。午前10時までに解除された場合、第3時限から開講する。

なお、授業中に発令された場合は、大学が協議の上、当該授業を休講とする場合がある。また、警報が自宅の地区に出ている学生、又は警報が出ている地域を通過して登学する学生は、当日欠席しても上記理由の欠席届を提出することにより公認欠席と同様の扱いとする。

2 試験に関して、兵庫県西宮市に特別警報又は暴風警報が発令された場合、発令された時点以降の試験は実施しない。但し、上記の場合において、午前7時までに解除された場合、第1時限から試験を実施する。午前10時までに解除され場合、第

3時限から試験を実施する。

なお、試験中に発令された場合は、大学が協議の上、当日試験を中止する場合がある。

また、警報が自宅の地区に出ている学生、又は警報が出ている地域を通過して登学する学生は、当日欠席しても上記理由の欠席届を提出することにより後日試験を受験することができる。

(部分的・地域的な交通機関不通の場合の

授業・試験の取扱)

第5条 授業に関して、地域的・部分的な交通機関が不通の場合は、通常通り授業は開講するが、代替機関によっても登学できない場合は、欠席しても上記理由の欠席届を提出することにより公認欠席と同様の扱いとする。

2 試験に関して、地域的・部分的な交通機関が不通の場合は、通常通り試験は実施するが、30分までの遅刻は認める。なお、30分以上遅刻した場合、又は代替機関によっても登学できない場合は、欠席しても上記理由の欠席届を提出することにより後日試験を受験することができる。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

16. 甲子園短期大学試験に関する規程

(総則)

第1条 学則第24条に定める試験を実施するにあたっては、この規程によるものとする。

(受験資格)

第2条 学生は学期の始めに履修する授業科目を届け出て、各教科目担当教員より履修の承認を受けた教科目についてのみ受験することができる。

次の各号の一つに該当する者は受験資格を失う。

- (1) 教科担当教員より履修の承認を受けていない者
- (2) 欠席回数が総授業回数の3分の1を超えた者
- (3) 授業料を納入していない者
- (4) その他受験資格の喪失を決議された者

(定期試験)

第3条 定期試験は、各年度の学期末毎に実施することを原則とする。

第4条 試験の時間割その他必要な事項は試験1週間前までに告示する。

第5条 次の各号の一つに該当する者については成績評価を行わない。

- (1) 受験資格を有しない者
- (2) 学生証を呈示しない者
- (3) 定刻より15分以上遅刻した者
- (4) 試験監督者の許可を得ず一旦試験場から退場した者

第6条 第3条に規定する試験は原則として1時

間30分（90分間）で行い、遅刻者に対しての時間延長は認めない。

第7条 試験開始後30分を経なければ試験場から退場することはできない。但し、やむをえない事由により試験監督者の許可を得た場合はこの限りでない。

第8条 答案用紙は学校から配布されたものを使用し、書き損じた場合もそれを提出しなければならない。

第9条 書き終わった答案は裏返して各自の机上に置き、退場しなければならない。また、受験した者は必ず答案を提出しなければならない。

（追試験）

第10条 第3条で規定する定期試験を、第12条に該当する事由で受験しなかった者は、1回に限り追試験を受けることができる。

第11条 前条の追試験を受けようとする者は、定期試験終了日の翌日までに所定の追試験願（用紙は教務課にて交付）に必要事項を記入し、教務課に願い出ること。

第12条 追試験を受けることができる者は、次の各号の一つに該当する者で審議のうえ、正当であると認められた者であること。

- (1) 病気及び負傷のため登学できなかった者
- (2) 欠席の許可を得た者
- (3) 火災、風水害その他の災害、交通事故等、自己又は他の責任において登学不能の事由が生じた者
- (4) 家族の不幸その他やむをえない事由による者
- (5) その他、学長が特に認めた者

第13条 追試験の時間割その他必要事項は、それを実施する前にこれを告示する。

第14条 追試験を受けることが認められた者であっても、次の各号の一つに該当する者については、成績評価を行わない。

- (1) 学生証を呈示しない者
- (2) 定刻より15分以上遅刻した者
- (3) 試験監督者の許可を得ず一旦試験場から退場した者

（再試験）

第15条 定期試験の結果不合格となった授業科目について、再試験（1回）を受けさせることがある。追試験を受けた者は、再試験を受けることはできない。

第16条 再試験を受けようとする者は、成績結果発表後、所定の期日に所定の再試験願（用紙は教務課にて交付）に必要事項を記入し、教務課に願い出なければならない。

第17条 再試験の時間割その他必要事項は、それを実施する前に告示する。

第18条 再試験を受けることが認められた者であっても、次の各号の一つに該当する者については、成績評価を行わない。

- (1) 学生証を呈示しない者
- (2) 定刻より15分以上遅刻した者
- (3) 試験監督者の許可を得ず一旦試験場から退場した者

（受験料）

第19条 第10条による追試験の受験料は1科目につき1,000円、第15条による再試験の受験料は1科目につき2,000円とする。

第20条 追試験又は再試験の受験を許可された者は、指定された日時に受験申込みを行い、

受験料を納入しなければならない。

(試験成績評価)

第21条 試験の成績は4,3,2,1,0の五段階で評価する。但し、定期試験で不合格となった科目の再試験は1を最高とし、追試験は3を最高とする。

(試験場における不正行為)

第22条 不正行為を行った者は、それ以降のすべての科目の受験を停止し、当該学期の全科目の成績を無効とする。

附則

この規程は、平成18年1月6日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

17. 甲子園短期大学生活実習ハウス使用規程

(使用目的)

第1条 生活実習ハウスは宿泊実習、介護実習及び講義のために使用する他、宿泊実習、介護実習、講義にさしつかえない場合は、教員又は学生が教育活動に使用することができる。

(使用許可)

第2条 生活実習ハウスを使用しようとする場合は、所定の様式により使用許可願を3日前までに提出すること。学生が使用する場合は、責任者を定め指導教員又はクラブ顧問の指導のもとで使用しなければならない。

(使用上の注意)

第3条 許可を得て使用する場合は、部屋の清潔、整頓及び器物の保管に注意するとともに、ガス、電気、水道の使用には特に注意を払い、使用後は必ず点検し再確認すること。

火気使用の際は、火災予防について細心の注意を払い、万全の措置を講じておくこと。

また、生活実習ハウス使用後は窓、出入口などの戸締りを確実にを行うこと。

(使用後の点検)

第4条 使用終了後は教務課に届け出て職員の点検を受け、その後鍵をかけること。

(使用時間)

第5条 生活実習ハウスの使用時間は、宿泊実習の他は原則として午前9時より午後6時までとし、午後6時30分までには戸締り、施錠して鍵を教務課に返却すること。

(損害)

第6条 使用中、家屋、家具、器物などに損害を与えた場合は、直ちに所定の様式の損傷届を提出しなければならない。損傷の理由、状態によっては損害を賠償させることがある。

(指示)

第7条 本規程に定める他、指導教員又は職員の指示、注意があった場合は、これを守らなければならない。

(違反)

第8条 使用の際、本規程に違反し又は不注意、不用意の態度があり、生活実習ハウス使用に適さない場合には、使用を中止させ、

同一人の今後の使用を禁止することがある。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

18. 甲子園短期大学施設設備使用要綱

1. 学院の施設、設備を使用しようとする場合は、1週間前までに教務課を通じて願い出て、事務局長の許可を受けること。
2. 学舎使用時間は、平日は午後6時までとする。やむをえず延長の必要のある場合は、前日までに教務課に使用許可願を再提出して許可を得なければならない。
3. 原則として、日曜日及び国の定める祝日には学舎は使用しない。
4. 使用後は、火気、戸締り、清掃、整頓を責任をもって完了し、その旨を教務課に申し出て下校すること。

附則

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

19. 甲子園短期大学図書館規程

(総則)

第1条 甲子園短期大学図書館は、甲子園短期大学所蔵図書の管理、運用にあたる。

第2条 甲子園短期大学図書館の管理、運用する図書(視聴覚資料を含む)は、次の2種とする。

- (1) 本館備え付け図書
- (2) 研究室保管図書

第3条 本館備え付けの図書は、次の通りとする。

- (1) 貴重図書及び特殊図書
- (2) 基本参考図書
- (3) 教授上の必要による指定図書
- (4) 一般図書
- (5) 逐次刊行物その他

第4条 本館を利用できる者は、次の通りとする。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生
- (3) 本学科目等履修生、聴講生、長期履修学生
- (4) 阪神七市一町(西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町)及び神戸市在住の高校生以上の者
- (5) その他、閲覧室における自習等、特に許可された者

2 前項第4号の規定により利用を許可された者(以下「学外の図書館利用者」という。)の図書館利用に関する細則は、別に定める。

3 前項第5号の規定により閲覧室における自習を許可された者(以下「学外の閲覧室利用者」という。)の閲覧室利用に関する細則は、別に定める。

(閲覧)

第5条 図書及び逐次刊行物等の閲覧は、特に必要な場合の他は、4冊以内に限るものとする。

第6条 図書は閲覧室で閲覧し、無断で持ち出しではならない。

第7条 閲覧等の時間は次の通りとする。

- (1) 午前9時から午後6時までとする。

- (2) 借閲覧図書は閉館10分前までに返却しなければならない。
- (3) 閲覧時間中にAVライブラリー、コンピュータ及び文献複写機を利用することができる。
- (4) その他、必要に応じて閲覧時間を変更することがある。

第8条 休館日は次の通りとする。

- (1) 土曜日、日曜日、祝日、甲子園学院創立記念日
- (2) 夏季・冬季の短期大学閉鎖日
- (3) その他、短期大学の定める日

2 必要により、事前に本学ウェブサイト等で通知し臨時休館することがある。

(検索)

第9条 図書を利用する場合は、開架式書庫から希望の図書を検索する他、備え付けの図書目録から検索する。

第10条 検索者は図書の配列を乱し、また閲覧が長時間にわたる等、他に迷惑を及ぼすような行為をしてはならない。

(帯出)

第11条 第4条に該当する者は、所定の手続を経て図書を帯出することができる。

但し、同条第1項第4号に該当する者は帯出することはできない。

第12条 図書を帯出しようとするときは、図書館職員のもとで帯出カードとブックカードに所定事項を記入し、借受けるものとする。

第13条 帯出できる冊数及び期間は、特に必要のある場合の他、次の通りとする。

- (1) 教授、准教授、講師、助教、助手は

各30冊以内、期間は1ヵ年以内。

- (2) その他の職員は、5冊以内、期間は1ヵ月以内。

- (3) 学生は、4冊以内、期間は1週間以内。但し、長期休暇中はこの限りではない。

- (4) 科目等履修生、聴講生、長期履修生については開講中は学生に準ずる。

第14条 帯出図書は、期間内に必ず返却しなければならない。

2 前条第1号に掲げる職員の帯出図書については、毎年2月末に帯出図書の点検を受けるものとする。

第15条 帯出図書を返却する場合は、必ず図書館職員の手許に直接渡さなければならない。

第16条 辞書又は参考書、貴重図書及び雑誌等の禁帯出図書は特別の許可のない限り閲覧室において閲覧し、館外に持ち出してはならない。

第17条 学生が卒業、退学、休学、除籍又は2週間以上の旅行をする場合には、借用図書は必ず返却しなければならない。

(館内規律)

第18条 本館利用者は常に図書館職員の指示に従う他、次の諸項を守らなければならない。

- (1) 静粛であること。
- (2) 図書器具その他の設備を汚損しないこと。
- (3) 許可なく視聴覚教材を使用しないこと。
- (4) 飲食や喫煙をしないこと。

- (5) 印刷物その他物品を販売、配布をしないこと。
- (6) みだりに掲示をしないこと。
- (7) 会合あるいは、集会をしないこと。
- (8) その他、本館利用者に迷惑を及ぼさないこと。

第19条 閲覧者又は帯出者が、万一図書を汚損し、もしくは紛失した場合は、直ちに図書館職員に申し出て弁償又は修理のうえ返却しなければならない。

但し不慮の事故、災害、その他により図書を滅失した場合は、弁償を免除することがある。その場合は所定の「帯出図書弁償免除願」を提出しなければならない。

(文献複写)

第20条 図書館を利用する者は、教育・研究上、事務上等必要があるときは、文献を複写することができる。

- 2 複写に関する必要事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

20. 甲子園短期大学諸証明交付要綱

- 1. この要綱による証明書とは、在学証明書、卒業証明書、卒業見込証明書、成績（単位取得）証明書、学生証再交付、身体検査書、推

薦書、教員免許状取得（見込）証明書、指定保育士養成施設卒業（見込）証明書、社会福祉主事任用資格取得証明書、成績証明書（英文）、在学証明書（英文）、卒業証明書（英文）をいう。

- 2. 前項に規定する証明書の交付を希望する者は、所定の交付願（別に定める）に必要事項を記入して願い出なければならない。
- 3. 願い出は、交付を希望する日の3日前までとする。
- 4. 交付事務は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
- 5. 証明書の交付については、所定の手数料を添えて申し出ること。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

21. 甲子園短期大学学生旅客運賃割引証（学割）交付要綱

- 1. 学割の交付は教務課にて取扱う。
- 2. 学割はJR旅客会社が指定した学校の学生が実習、研究又は帰省等の旅行をする時に少しでもその負担を軽くし、勉学を容易にするためのものであるから、学生はその趣旨をよく理解し、使用に際しては有効かつ適切に利用することを心掛けるとともに以下の各項を守ること。
- 3. みだりに不正使用などのあるときは、JR旅客会社からその学校の指定が全面的に取消されることになるので十分に注意すること。
- 4. 学割の交付を受けようとする者は、本学教務課所定の学割交付申請書に所定事項をもれな

く記入捺印し、交付を受けようとする日の3日前までに教務課に申請すること。

5. 平日授業日や本学の行事のある日の旅行にかかる学割使用は原則として許可しない。但し、やむをえない事由により、学割を使用する日が登学日に当たる場合はその理由を学生部長に申し出て承認を得なければならない。
6. 学割交付事務は、午前8時30分から午後4時30分までとする。
7. 学生に対する割当枚数（年度間）は一人当たり10枚以内とし、特別の場合の他割当枚数を超える発行はできない。
8. 学割の不正使用が明らかになったときは、その本人に対して以後の学割発行を全面的に停止する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

22. 甲子園短期大学学友会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、甲子園短期大学学友会と称する。
- 第2条 本会は、学生相互の自主的協力により、学生生活の向上発展を計ることを目的とする。
- 第3条 本会は、甲子園短期大学内におき、その学生をもって会員とする。
- 第4条 本会は、最高顧問として学院長及び学長を推戴する。

第2章 学生総会

- 第5条 本会の決議機関は、学生総会とする。
- 第6条 学生総会は、次の通りとし会長が招集す

る。

- (1) 定期総会春秋2回(2)臨時総会会員の5分の1以上の要求があったとき及び学友会委員会が必要であると認められた場合

第7条 学生総会は、会員の3分の1以上の出席によって成立し、その議決は多数決による。

第3章 学友会委員会及び執行部役員会

第8条 学友会の企画機関として学友会委員会を置く。学友会委員会は、各クラスごとに選出された正・副委員で構成し、委員の任期は1年とする。

第9条 学友会の執行機関として学友会役員会を置く。学友会役員会は、学友会員の中から選出された会長1名、その他副会長・総務・書記・会計等若干名の役員によって構成し、役員任期は1年とする。但し、学友会役員会の構成は、クラス別に偏在のないよう配慮するものとする。

第10条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長事故のある場合にはその職務を代行する。
- (3) 総務は、学友会活動の企画、運営を行う。
- (4) 書記は、すべての会議の経過状況及び決議事項を記録し、事後会長に提出する。
- (5) 会計は、歳入の状況を調査し予算案

を作成し支出事務を行う。

第4章 クラブ

第11条 クラブは、同好会として発足し、学生総会においてこれを適当と認めた場合には、クラブとして昇格することができる。

第12条 各クラブは、規定を定め、役員、年間活動計画、会計明細書、備品台帳を整備し、学友会委員会の要求のあるときは、いつでも提示しなければならない。

第13条 クラブは相談役として顧問を置く。顧問は原則として学長より委嘱された教員とする。

第5章 会計

第14条 本会の収入は、入会金、会費、寄附金その他各種事業による収益金をもってこれにあてる。

第15条 入会金、会費は次の通りとする。

入会金 1,000円

会費 4,000円(年額)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第17条 予算及び決算は、学生総会の承認を得なければならない。

第18条 会計報告は、原則として2回以上行わなければならない。

第19条 事業を行った場合、会計は、事業終了後1ヵ月以内に中間報告を行わなければならない。

第6章 会則の改正

第20条 会則の改正は、学友会委員会に提出し、

委員の3分の2以上の賛成を得、学生総会の承認を必要とする。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

23. 甲子園短期大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は、甲子園短期大学後援会と称する。

(会員)

第2条 本会の会員は、次の2種とする。

1. 正会員本学学生の保護者
2. 特別会員本会の趣旨に賛同し、正会員の推薦した者

(事務所)

第3条 本会の事務所は、甲子園短期大学内に置く。

(目的)

第4条 本会は、大学の正常な運営と発展のために協力することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、第4条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 学生の福利厚生等
2. 大学の設備改善及び充実
3. 教職員の研究等の援助
4. 講演会・音楽会等の開催及び大学との共催
5. その他本会の目的遂行に必要な事項

(総会)

第6条 総会は、毎年1回適当な時期に開き、次の事項を行う。但し、必要に応じ臨時に総会を開くことがある。

1. 規約の決定及び変更
2. 役員を選定
3. 会の事業報告
4. 予算及び決算に関すること
5. その他必要な事項

(役員)

第7条 本会に会長1名、その他副会長、顧問、書記、会計、会計監査等若干名の役員を置き、任期は1年とする。

2 役員の仕事等は次の通りとする。

- (1) 会長 正会員より選出し、会務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長 正会員より選出し、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
- (3) 顧問 学院長、学長は適宜会合に出席し、会務に参画する。
- (4) 書記 すべての会合ならびに会の活動を記録し、各会等の通知をする。
- (5) 会計 本会会計の一切の事務に当る。
- (6) 会計監査 年1回以上、会計事務の監査を行い、必要に応じ各機関に報告する。

(会計)

第8条 会計年度、会費は次のとおりとする。
本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
本会の会費は、月額1,800円とし、4月に1年分を納入する。
入会金は、2,000円として入会と同時に納入する。

(規約改正)

第9条 この規約は、総会の出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

この会則は、平成21年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成25年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。

24. 甲子園短期大学クラブ室使用規程

(目的)

第1条 この規程は、甲子園短期大学クラブ室を適正に管理・運営し使用することによって課外活動の健全な育成及び発展をはかることを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 クラブ室を使用することができる者は本学学生団体及び教職員とする。

(使用日時)

第3条 クラブ室を使用できる日時は次のとおりとする。

- (1) クラブ室を使用することができる日 学則第10条に定める休業日以外の日
- (2) クラブ室を使用することができる時間
月曜日～金曜日 午前9時～午後6時

- (3) 前2号の規定にかかわらず使用を希望するときは、使用日の1週間前までに使用責任者が施設・物品使用願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

(鍵の保管・受渡し)

第4条 クラブ室の鍵は事務局が保管する。鍵の受渡しは次の各号によらなければならない。

- (1) 事務局において所定の貸出簿に必要事項を記入のうえ、鍵を受取る。
- (2) クラブ室使用中は、使用者が責任をもって鍵を保管する。
- (3) クラブ室使用中に外出するときは施錠のうえ、その間事務局に鍵を返却する。
- (4) クラブ室使用後は、火気その他の異常がないことを確認のうえ施錠し、事務局において貸出簿に必要事項を記入のうえ、鍵を返却する。

(クラブ室の使用許可)

第5条 クラブ室を使用しようとする学生団体の責任者は、「クラブ室使用許可願」を学生課に提出し、学長の許可を得なければならない。なお、クラブ室の貸与期間は、5月1日から翌年の4月30日までの1ヵ年とし、毎年4月20日までに学生団体の責任者が更新の手続きをしなければならない。

(使用責任者とその責務)

第6条 各クラブ室等の使用責任者は各クラブ、同好会の部長とする。クラブ室使用責任者はクラブ室を管理する学生課職員、ク

ラブ・同好会顧問の指導を受け、管理に万全を期すると共に特に火気、戸締りに留意しなければならない。

(遵守事項)

第7条 クラブ室の使用団体は、次の事項を遵守する他、学生課職員、クラブ・同好会顧問の指示に従わなくてはならない。

- (1) 合鍵の作成及び使用は厳禁する。
- (2) 各クラブ室の清掃は、使用団体において行うものとする。また、常に整理整頓と美化に心がけ、火災・盗難予防に留意すること。
- (3) クラブ室は、その本来の目的以外に使用しないこと。
- (4) 教室備え付けの椅子・机等をクラブ室内に持ち込まないこと。
- (5) クラブ室使用時に冷暖房を必要とする場合は、事務局に申し出るものとする。
- (6) 学外者を立ち入らせないこと。
- (7) 機械器具、重量物、かさ高品その他防火・防犯及び建物の維持管理上、不適当なものや不必要なものを持ち込まないこと。
- (8) クラブ室の使用にあたっては、騒音、臭気及び振動を発生する等、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) クラブ室内では原則として飲食はしないこと。
- (10) 伝達連絡等は掲示板を利用し、室内外に貼紙落書等はしないこと。

(使用許可の取消・停止)

第8条 クラブ室の使用団体が、次の各号の一に

該当するときは、学長は使用許可の取消、使用の停止もしくは立退き等を命ずることができる。

- (1) クラブ、同好会が活動停止の処分を受けたとき。
- (2) 大学の諸規程及び使用許可の条件に違反し、改善命令に従わないとき。
- (3) 団体が解散又は消滅したとき。
- (4) 団体構成員が存在しなくなったとき。
- (5) 顧問を欠いて後任が定まらないとき。
- (6) 使用責任者を欠いて、1ヵ月以内に後任者が定まらないとき。
- (7) 許可を受けず部屋を改造、もしくは部屋の施設設備を故意又は不注意によって破損したとき。
- (8) 大学が当該建物又はクラブ室を他に使用する必要が生じたとき。
- (9) 公序良俗に反する行為、又はその他クラブ室の貸与が適当でないと認められる行為があったとき。

(修復・弁償)

第9条 不可抗力その他やむを得ないと認められる以外において使用者がクラブ室等を滅失、損傷又は汚損したときは学生課に届け出て指示を受け、速やかに修復しなければならない。修理に要した費用は使用団体の負担とする。

(クラブ室の管理)

第10条 クラブ室の管理は学生課とし、次の各号に基づき適正に管理しなければならない。

- (1) この規程の目的が達成できるよう適正に使用させること。
- (2) 使用者間の調整を行うこと。
- (3) 必要に応じて使用状態を点検すること。
- (4) 火災・盗難その他の異常が認められる場合、緊急に立ち入り、点検その他必要な処置を行うことができる。なお、盗難についてはその責めを負わない。

第11条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成12年9月25日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

25. 甲子園短期大学学生寮規程

(設置)

第1条 学校法人甲子園学院（以下「学院」という。）は、建学の精神に基づき学生に規律ある団体生活を体験させ、修学の目的を達成させることを基本精神とする甲子園短期大学学生寮（以下「学生寮」という。）を西宮市天道町18番24号に設置する。

(目的)

第2条 この規程は、甲子園短期大学（以下「本学」という。）学則第47条に基づき学生寮の管理運営に必要な事項を定める。

(管理運営)

第3条 学生寮は、学生寮管理運営委員会が総括

する。

- 2 学生寮に寮監を置く。また、必要に応じ寮監補佐を置くことができる。
- 3 寮監は、入寮を許可され入寮した者（以下「寮生」という。）の生活全般について配慮し、学生寮の運営に当たり、寮生を指導監督する。

（入寮許可）

第4条 入寮対象者は、原則として本学学生とする。なお、必要と認めるときは、甲子園学院高等学校生徒（以下「学院高校生」という。）及び甲子園学院に勤務する女子教職員（以下「女子教職員」という。）も入寮対象者にすることができる。

- 2 入寮を希望する者は、所定の入寮願を学院長に提出しなければならない。
- 3 提出された入寮願は、次の手順に従って処理されるものとする。なお、処理後、入寮願は、本学庶務課において保管する。

(1) 本学学生及び女子教職員

入寮願は、本学庶務課長、事務長、寮監を経て、学生部長、学長補佐、学長が押印した後、学院本部に回付される。

(2) 学院高校生

入寮願は、担任教員及びクラブ顧問、教頭、校長を経て、寮監、本学庶務課長、事務長、学生部長が押印した後、学院本部に回付される。

- 4 学院長は、学長又は校長の意見を聴いて選考の上、入寮を許可し入寮許可証を交付する。

（寮費等）

第5条 寮生は、定められた入寮費を期日までに、寮費及び食費は前月末までにそれぞれ学院会計課に納入しなければならない。

- 2 既納の寮費及び食費は、返還しない。

（入退寮期日）

第6条 入寮は、入学年度始めとし、退寮は、卒業年度末とする。ただし、欠員のある場合の年度途中の入寮を認め、やむを得ない理由がある場合には年度途中の退寮を認めることができる。

- 2 年度途中の退寮の場合は、次の書類を添付して、学院長の決裁を受けるものとする。

(1) 本学学生

寮監の副申及び担任教員の経過報告書

(2) 学院高等学校生

寮監の副申及び担任教員又はクラブ顧問の経過報告書

(3) 女子教職員

寮監の副申

（退寮処分）

第7条 学院長は、次の各号の一に該当する寮生を退寮させる。

(1) 退学、除籍のとき。

(2) 寮費及び食費を滞納したとき。

(3) この規程に反し寮生活を乱し、義務を怠り、その他学生、生徒、教職員としての本分に反したとき。

（遵守事項）

第8条 寮生は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 学生寮の家庭的なよりよい伝統の形

- 成に寄与するように努めること。
- (2) 本学における学生寮の重要性を自覚し、常に学生・生徒の模範であるよう努めること。
 - (3) 常に他の迷惑を考え、責任を重んじ、勤労奉仕を惜しまず、よい共同生活者であるよう心がけること。
 - (4) 常に寮並びに自室を清潔に保ち、その整備に努め、施設及び器具の保全に責任を負うこと。
 - (5) 寮監の許可なく外来者を宿泊させないこと。
 - (6) 起床及び就寝等について、定められた時間を守ること。
 - (7) 面会は、所定の場所において所定の時間に行うこと。
 - (8) 集会若しくは掲示を行うとき又は印刷物等を配布するときは、寮監の許可を受けること。

(弁償)

第9条 寮生は、寮の施設を破損し又は失ったときは事情により、その全部若しくは一部を弁償しなければならない。

(外出)

- 第10条 寮生は、常にその行動を明らかにし、外泊又は帰省しようとする時は予め寮監の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可事項に変更のある場合は、速やかにその旨を連絡しなければならない。
 - 3 外出したときは、定められた時刻までに帰寮しなければならない。

(閉寮)

第11条 長期休暇等で、入寮学生、生徒、教職員及び寮監が帰省する等不在となる期間については、学院長の決裁を得て閉寮することができる。

(補則)

第12条 学生寮の利用に関する細則は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 甲子園学院寮規程は、廃止する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。